

大正十二年四月十日  
686号

機

々々悪化よりより工場整理に不可能に至りし候に付、慰換諭告に  
重水候も何等の効なく本月九日、十日に亘り逐に第九、第十工場に對し  
出勤停止命令せざるを得ざる悲境に至り、事態漸く険悪に迫り候折、極  
當所の平和と敏速謀を念とし町内有志諸君の調停せざるに應じ互譲協  
調中満たす解決をなさんと切望し、数次の交渉に重水候も工場側を提出せり  
要承示は全く當會社の新制度に根本的障礙ありしに付、これに對し協調を  
なく代遺憾逐に協調不調に至り、即時(今日正午)残餘十三ヶ工場  
工場側四能業の舉に出候に付、本日より休業する餘儀なき場合に相成候之に  
全く弊社不徳を致すに付、町内各位に對し、御迷惑相掛り候とも申譯、莫  
之次第に御座候、とし何卒事情御諒察の上御宥恕被成下度と奉  
懇願候

大正十二年三月十七日

野田醬油株式会社

四月五日午前九時四十八分着

千葉縣知事

社 會 局 長 官

電 報 報 明 及 其 他 諸 君 之 爲 事

野田醬油罷業職工ハ静穩ニシテ昨夜泥酔

職工一名ヲ檢束シタル外事故ナシ